

横須賀港における直下地震発生時の 震後行動計画

平成27年3月

**港湾BCPによる協働体制構築に関する
横須賀港連絡協議会**

目 次

I. 総則、事前行動編.....	2
I－1. 総則	3
(1) 震後行動計画策定の目的.....	3
(2) 震後行動計画の対象.....	5
(3) 震後行動計画の位置付け.....	5
(4) 震後行動計画の改訂方針.....	5
(5) 協議会事務局	5
I－2. 事前行動	6
(1) 横須賀港連絡協議会の開催	6
(2) 訓練計画の作成	6
(3) 情報連絡、共有体制の構築	6
II. 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画編	10
II－1. 被災想定	11
II－1－1 三浦半島断層群地震.....	11
(1) 岸壁等の被災想定	11
II－1－2 南関東地震	12
(1) 岸壁等の被災想定	12
II－2.緊急物資輸送活動に係る震後行動計画	13
(1) 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画の目的	13
(2) 行動計画の目標.....	14
(3) 行動計画の実施方針.....	14
(4) 基本対応パターン	15
(5) 主な関係者と役割	22
II－3. 緊急物資輸送活動に係る参考シナリオ	24
(1) 前提条件.....	24
(2) 目的毎の役割分担を整理したシナリオ	26

I . 総則、事前行動編

I - 1. 総則

(1) 震後行動計画策定の目的

三浦半島断層群地震及び南関東地震等の横須賀市に大きな被害をもたらす大規模地震が発生した場合、横須賀港の耐震強化岸壁は、食料、生活必需品、仮設トイレ、仮設住宅等の救援物資、及び重機等の復旧資機材を被災地へ運ぶ輸送拠点となる。

本震後行動計画は、横須賀港内に整備された2つの耐震強化岸壁（平成地区（-5.5m）、久里浜地区（-7.5m））と、荷捌き地を早急に利用出来るようにし、横須賀港での緊急物資輸送に係る業務継続を実現することを目的としている。

図 三浦半島断層群地震及び南関東地震時の緊急物資受け入れに係る緊急輸送路路線図



平成2号岸壁【耐震部：延長90m、水深-5.5m】



久里浜1号岸壁【耐震部：延長100m、水深-7.5m】

港湾は、多岐に渡る関係者間の高度なネットワークにより支えられているため、大規模な地震が発生した場合、行政機関、民間事業者等の様々なネットワークが途切れることにより、港湾機能の麻痺が生じる可能性が高くなる。

横須賀港連絡協議会では、大規模地震発生時に、早期の機能回復を行い、海上から円滑に緊急物資を受け入れるように、災害発生時における各者の役割や行動、相互の関係を事前に協議している。

本震後行動計画は、これまでの協議をふまえ、災害発生時に関係者が連携して的確な対応を行うために、共有しておくべき役割や行動を現段階での基本的な震後行動計画としてまとめたものであり、今後も実効性のある計画としていくために継続して協議を行っていく。

なお、横須賀港連絡協議会では、各事業主体が事業継続できる状態であってはじめて災害時協定に基づく要請にも対応できるものと考えており、それぞれの震後行動計画策定についても推進、支援していく。

今後は、水域における震後行動計画を協議している東京湾航行支援協議会や他港の各協議との連携・支援等を図っていく必要がある。

(2) 震後行動計画の対象

以下を前提として想定している。

- ①発災想定→三浦半島断層群地震及び南関東地震、冬、平日 18 時発災
- ②対象者 →緊急物資輸送活動に関わる諸団体等の防災担当者、行政担当者
- ③対象期間→緊急物資輸送活動
：発災～72 時間後の緊急物資輸送活動まで

図 三浦半島断層群地震による震度分布

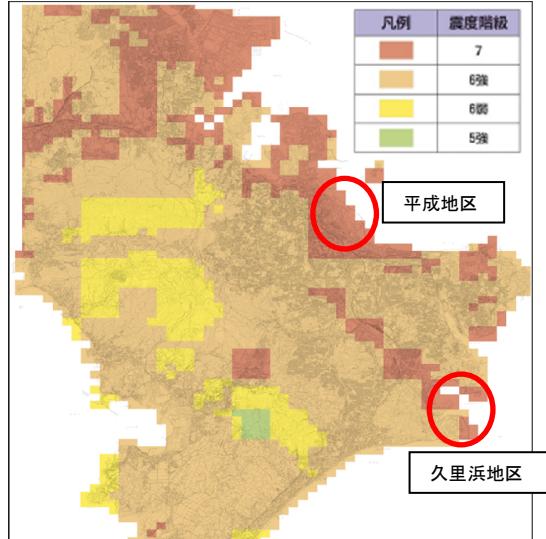


図 南関東地震による震度分布



出典：横須賀市HP

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2005/bousainavi/sonae/hazardmap/sindo-map.html>

(3) 震後行動計画の位置付け

本計画の分担により、平常時から各団体や組織内の連絡体制や業務分担を決めておくものとする。また、緊急物資輸送活動の実施は、各主体の事業継続が前提となるため、各関係者は災害時の事業継続に必要な準備、検討を行う必要がある。

(4) 震後行動計画の改訂方針

本震後行動計画は、協議会作業部会での検討や各種訓練を行い、その結果をもとに、内容の見直しを行い、より実践的なものにしていくものとする。

(5) 協議会事務局

◎横須賀市港湾部港湾総務課ふ頭管理事務所

電話番号：046-874-9002 FAX番号：046-823-2691

◎関東地方整備局京浜港湾事務所企画調整課

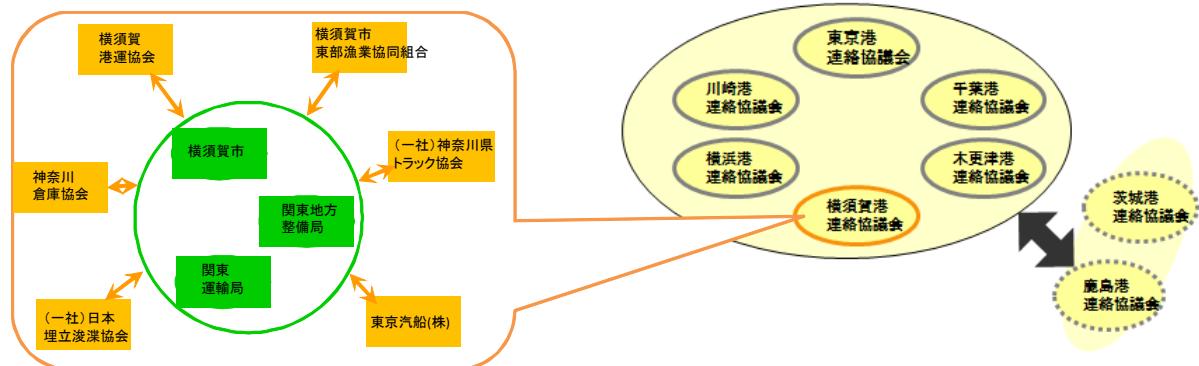
電話番号：045-226-3765 FAX番号：045-226-3783

I – 2. 事前行動

(1) 横須賀港連絡協議会の開催

あらかじめ災害発生時における各関係者の役割や行動、相互の関係を事前に確認しておき、大規模地震発生時に各関係者が情報共有を行いながら、的確な対応を行うことが出来るようにすることを目的として横須賀港連絡協議会を開催する。

図 横須賀港連絡協議会体制図



(2) 訓練計画の作成

定期的に訓練を実施し、関係者との連携体制の確認を行う。また、P D C Aサイクルの考えに基づき、訓練結果を行動計画に反映、修正を行う。

(3) 情報連絡、共有体制の構築

●情報連絡網の構築

通常業務の関係を最大限活用し、情報連絡網を構築する。

情報連絡網としての連絡体制表については、内容に変更が生じた場合、事務局に連絡し、その都度更新を行うものとする。

また、災害発生時は、固定電話・携帯電話が繋がりにくくなることが想定されるため、災害時優先電話、衛星電話等を優先的に連絡体制表に掲載することとする。

※個人情報が含まれているため非公表とする。

《横須賀港連絡協議会の連絡網》

平成27年3月現在

組織名	連絡手段	連絡体制表〔連絡順位〕		
		1位	2位	3位
関係団体	横須賀港運協会	所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
行政機関	神奈川倉庫協会	氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
事務局	(一社)神奈川県トラック協会	Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
事務局	横須賀市東部漁業協同組合	携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
事務局	東京汽船(株)	所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
事務局	(一社)日本埋立浚渫協会	氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
行政機関	国土交通省関東運輸局	Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
事務局	国土交通省 関東地方整備局横浜国道事務所	携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
事務局	横須賀市市民安全部	所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
事務局	横須賀市港湾部港湾総務課 ふ頭管理事務所	氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
事務局	国土交通省 関東地方整備局京浜港湾事務所	Fax		
		パソコンE-Mail		
		携帯電話		
		携帯E-Mail		
		所属		
		役職		
		氏名		
		一般電話		
		Fax		
		パソコンE-Mail		

●情報共有体制

災害時には、下記サイトにて、情報を集約・発表する。なお、被災でインターネットが閲覧できない場合に備え、国土交通省関東地方整備局横浜庁舎、各港湾事務所にてホームページの内容を掲示する。

① 被災情報が集約・発表されるホームページ (*平時からブックマークの上、確認をお願いします)

：港湾等インフラ全般に関する災害情報

<http://www.mlit.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the MLIT website. A red circle highlights the "災害・防災情報" (Disaster Prevention Information) button on the right side of the main content area.

：道路の被災情報

<http://www.jartic.or.jp/>

The screenshot shows the JARTIC website. A red circle highlights the "最新情報" (Latest Information) section, which displays real-time traffic and damage reports across Japan.

○宮城県北部地震（H15）の時の発表例（抜粋）

・港湾：

都道府県名	管理者名	港湾名	地区名	施設名	被害状況等	施設使用の可否	定期航路等への影響		
宮城県	宮城県	石巻港	雲雀野	岸壁(-13m)	岸壁背後のエプロンに一部段差	可	無		
			大曲	物揚場(-2m)	L=30m,W=5m(7cmエフロン沈下)	可	無		
			釜	臨港道路	L=10m(側溝付近の噴砂)	可	無		
上記以外各港各施設異常なし(最終確認済)							可		
各港各施設異常なし(最終確認済)							可		

・道路：

県名	路線名	箇所	被害状況	延長	発生日時(規制日時)		備考
					日	時	
宮城県	(主)石巻鹿島台大衡線	矢本町大塙三ツ谷	路面亀裂	0.05km	7/26	4:00	全面通行止め→7/27 20:00片側交互通行
宮城県	(主)奥松島松島公園線	松島町手檣	路面隆起	0.005km	7/26	8:00	片側交互通行→7/27 16:00解除
宮城県	(一)大島波板線	気仙沼市小同沢	法面崩落	1.5km	7/26	7:30	全面通行止め→7/28 16:30解除
宮城県	(一)涌谷田尻線	涌谷町下町	路面段差	0.03km	7/26	10:00	片側交互通行→7/27 18:45解除

②被災情報の閲覧が可能な場所



参考資料

- ・東日本大震災では整備局、管理者とも写真付の分かり易い情報発信が実施されている。
- ・横須賀港においても、これらを基に、発災直後から利用者に有効な情報発信ができるよう情報発信体制の充実を図る必要がある。

図 関東地方整備局港湾空港部等で発信した港湾施設の被災情報

○関東地方整備局が発信した情報

記者発表 平成23年3月12日
配布日時 8時00分

お知らせ 平成23年3月12日(土)6時00分現在現地

件名 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」、「長野県北部の地震」の対応状況(関東地方整備局内)

1. 関東地方整備局は「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」に伴い、震災対策本部を設置しています。
・被害等に関する情報は別紙のとおりです。

※前回の発表から道筋または変更した部分に、下線を引いています。
中間車両方整備局ホームページにおいて、詳しい防災情報を発信しています。
<http://www.ktr.mlit.go.jp>

発表記者クラブ
竹芝記者クラブ 横浜港事記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ
都府記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 山梨県政記者クラブ

**・ 2011.3.12 発表の
関東地方整備局の対応状況の情報**

■港湾施設の状況
【直轄】
 - 主な被害状況
 • 鹿島港中央防波堤内側岸壁、(約9m)背後で液状化による岸壁の変状は無し。
 • 鹿島港中央防波堤付近でケーンソノマードから、製作中のケーンソノマード及び浮標灯が流出。うち1箇所は所在不明。
 • 鹿島港でクレーン付き台船(200t)及び1000ps曳航船が護岸に衝突漏水路護岸に乗り上げ。
 • 鹿島港で潜水士船が鹿島港付近に沈没。
 • 鹿島港でシックゲートが液状化により操作不能。
 • 鹿島港、日立港、川崎港、横浜港で液状化による堤防有り、詳細は不明。
 • 川崎港、湘南港、横浜港に危険有りで通行止め解除。
 • 横浜港(1施設)、川崎港(2施設)で岸壁にクラック発生。
 - パトロール(点検)
 - 津波警報発令につき被災状況の詳細は未確認

* 直後は直轄施設の被災情報のみ

○関東地方整備局が発信した情報

茨城県内港湾の被災及び復旧状況
(平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震)

<目次>

- 茨城県内の港湾の復旧概況(平面図) 1
- 港湾被災状況およびその対応(メモ) 2
- 茨城港 日立港の被災状況(平面図・写真) 4
- 〃 常陸那珂港の被災状況(平面図・写真) 5
- 〃 大洗港の被災状況(平面図・写真) 6
- 鹿島港の被災状況(平面図・写真) 7

平成23年3月19日 10:00現在
国土交通省 関東地方整備局港湾空港部
※今後の調査により掲載内容が変わることがあります。

・ 2011.3.19 発表の
「茨城県内港湾の被災及び復旧状況」

茨城港 常陸那珂港地区 被災状況

赤色枠: 供用開始している岸壁
緑色枠: 早期供用を図る岸壁

北ふ頭地区 中央ふ頭地区 南ふ頭地区

① 液状化による岸壁プロンの陥没 (北ふ頭北岸壁)
 ② ガントリークレーンのずれとガントリークレーンの倒壊 (北ふ頭北岸壁)
 ③ 液状化による岸壁ヤードの陥没 (北ふ頭北岸壁)
 ④ 大きなクラックの発生 (北ふ頭北岸壁)
 ⑤ 液状化によるエプロンの陥没 (北ふ頭北岸壁)
 ⑥ 鹿島港道路が液状化した状況 (鹿島港道路北岸壁)
 ⑦ 鹿島港道路が液状化した状況 (鹿島港道路北岸壁)

※茨城県内港湾の被災状況の全体像が把握可能

○宮城県土木部港湾課が発信した港湾施設の被災情報

2. 各港湾施設の調査状況

・ 宮城県では各施設の調査状況、利用状況、復旧見込みを直後の12日からHPで発信

港湾名	施設名	調査状況	利用状況	復旧見込	備考
仙台塩釜港(仙台港区)	雷神埠頭1号	調査中	不可	不明	
	雷神埠頭2号	調査中	不可	不明	
	雷神埠頭3号	調査中	不可	不明	
	フェリー埠頭1号	調査中	不可	不明	
	フェリー埠頭2号	調査中	不可	不明	
	中野埠頭1号	調査中	不可	不明	
	中野埠頭2号	調査中	不可	不明	
	中野埠頭3号	調査中	不可	不明	
	中野埠頭4号	調査中	不可	不明	
	中野埠頭5号	調査中	不可	不明	
	中野埠頭6号	調査中	不可	不明	
	高松埠頭	調査中	不可	不明	
	高砂埠頭1号	調査中	不可	不明	
	高砂埠頭2号	調査中	不可	不明	
	向洋埠頭	調査中	不可	不明	
	中央航路	未(浮遊物、水底支障物)	不可	不明	
	臨港道路中央幹線	調査中	不可	不明	
	臨港道路中央埠頭線	調査中	不可	不明	
	臨港道路中野幹線	調査中	不可	不明	
	臨港道路蒲生幹線	調査中	不可	不明	
	臨港道路南幹線	調査中	不可	不明	
仙台塩釜港(塩釜港区)	貞山埠頭1号	岸壁異常なし、背後荷捌地に段差あり要応急工事	不可	不明	
	貞山埠頭2号	岸壁異常なし、背後荷捌地に段差あり要応急工事	不可	不明	
	貞山埠頭3号	岸壁異常なし、背後荷捌地に漂流物散乱	不可	不明	
	貞山埠頭4号	岸壁異常なし、背後荷捌地に漂流物散乱	不可	不明	
	東埠頭	岸壁異常なし、背後荷捌地に段差あり要応急工事	不可	不明	
	中埠頭東側	調査中	不可	不明	
	中埠頭西側	調査中	不可	不明	
	西埠頭	調査中	不可	不明	
	西埠頭観光栈橋	調査中	不可	不明	
	外港航路	未(浮遊物多数)	不可	不明	
	臨港道路貞山埠頭1～5号線	調査中	不可	不明	

* 発災直後から一覧性のあるリストで状況を発信することが利用者には重要。被災なしという情報も含め発信が必要

・ 当初 12日 15時(津波警報発令中)段階では調査状況はなし

1. 各港湾の利用状況	港湾名	出港名	出港場	復旧見込
	宮城港	宮城港1号	不可	不明
		宮城港2号	不可	不明
		宮城港3号	不可	不明
		宮城港4号	不可	不明
		宮城港5号	不可	不明
		宮城港6号	不可	不明
		宮城港7号	不可	不明
		宮城港8号	不可	不明
		宮城港9号	不可	不明
		宮城港10号	不可	不明
		宮城港11号	不可	不明
		宮城港12号	不可	不明
		宮城港13号	不可	不明
		宮城港14号	不可	不明
		宮城港15号	不可	不明
		宮城港16号	不可	不明
		宮城港17号	不可	不明
		宮城港18号	不可	不明
		宮城港19号	不可	不明
		宮城港20号	不可	不明
		宮城港21号	不可	不明
		宮城港22号	不可	不明
		宮城港23号	不可	不明
		宮城港24号	不可	不明
		宮城港25号	不可	不明
		宮城港26号	不可	不明
		宮城港27号	不可	不明
		宮城港28号	不可	不明
		宮城港29号	不可	不明
		宮城港30号	不可	不明
		宮城港31号	不可	不明
		宮城港32号	不可	不明
		宮城港33号	不可	不明
		宮城港34号	不可	不明
		宮城港35号	不可	不明
		宮城港36号	不可	不明
		宮城港37号	不可	不明
		宮城港38号	不可	不明
		宮城港39号	不可	不明
		宮城港40号	不可	不明
		宮城港41号	不可	不明
		宮城港42号	不可	不明
		宮城港43号	不可	不明
		宮城港44号	不可	不明
		宮城港45号	不可	不明
		宮城港46号	不可	不明
		宮城港47号	不可	不明
		宮城港48号	不可	不明
		宮城港49号	不可	不明
		宮城港50号	不可	不明
		宮城港51号	不可	不明
		宮城港52号	不可	不明
		宮城港53号	不可	不明
		宮城港54号	不可	不明
		宮城港55号	不可	不明
		宮城港56号	不可	不明
		宮城港57号	不可	不明
		宮城港58号	不可	不明
		宮城港59号	不可	不明
		宮城港60号	不可	不明
		宮城港61号	不可	不明
		宮城港62号	不可	不明
		宮城港63号	不可	不明
		宮城港64号	不可	不明
		宮城港65号	不可	不明
		宮城港66号	不可	不明
		宮城港67号	不可	不明
		宮城港68号	不可	不明
		宮城港69号	不可	不明
		宮城港70号	不可	不明
		宮城港71号	不可	不明
		宮城港72号	不可	不明
		宮城港73号	不可	不明
		宮城港74号	不可	不明
		宮城港75号	不可	不明
		宮城港76号	不可	不明
		宮城港77号	不可	不明
		宮城港78号	不可	不明
		宮城港79号	不可	不明
		宮城港80号	不可	不明
		宮城港81号	不可	不明
		宮城港82号	不可	不明
		宮城港83号	不可	不明
		宮城港84号	不可	不明
		宮城港85号	不可	不明
		宮城港86号	不可	不明
		宮城港87号	不可	不明
		宮城港88号	不可	不明
		宮城港89号	不可	不明
		宮城港90号	不可	不明
		宮城港91号	不可	不明
		宮城港92号	不可	不明
		宮城港93号	不可	不明
		宮城港94号	不可	不明
		宮城港95号	不可	不明
		宮城港96号	不可	不明
		宮城港97号	不可	不明
		宮城港98号	不可	不明
		宮城港99号	不可	不明
		宮城港100号	不可	不明
		宮城港101号	不可	不明
		宮城港102号	不可	不明
		宮城港103号	不可	不明
		宮城港104号	不可	不明
		宮城港105号	不可	不明
		宮城港106号	不可	不明
		宮城港107号	不可	不明
		宮城港108号	不可	不明
		宮城港109号	不可	不明
		宮城港110号	不可	不明
		宮城港111号	不可	不明
		宮城港112号	不可	不明
		宮城港113号	不可	不明
		宮城港114号	不可	不明
		宮城港115号	不可	不明
		宮城港116号	不可	不明
		宮城港117号	不可	不明
		宮城港118号	不可	不明
		宮城港119号	不可	不明
		宮城港120号	不可	不明
		宮城港121号	不可	不明
		宮城港122号	不可	不明
		宮城港123号	不可	不明
		宮城港124号	不可	不明
		宮城港125号	不可	不明
		宮城港126号	不可	不明
		宮城港127号	不可	不明
		宮城港128号	不可	不明
		宮城港129号	不可	不明
		宮城港130号	不可	不明
		宮城港131号	不可	不明
		宮城港132号	不可	不明
		宮城港133号	不可	不明
		宮城港134号	不可	不明
		宮城港135号	不可	不明
		宮城港136号	不可	不明
		宮城港137号	不可	不明
		宮城港138号	不可	不明
		宮城港139号	不可	不明
		宮城港140号	不可	不明
		宮城港141号	不可	不明
		宮城港142号	不可	不明
		宮城港143号	不可	不明
		宮城港144号	不可	不明
		宮城港145号	不可	不明
		宮城港146号	不可	不明
		宮城港147号	不可	不明
		宮城港148号	不可	不明
		宮城港149号	不可	不明
		宮城港150号	不可	不明
		宮城港151号	不可	不明
		宮城港152号	不可	不明
		宮城港153号	不可	不明
		宮城港154号	不可	不明
		宮城港155号	不可	不明
		宮城港156号	不可	不明
		宮城港157号	不可	不明
		宮城港158号	不可	不明
		宮城港159号	不可	不明
		宮城港160号	不可	不明
		宮城港161号	不可	不明
		宮城港162号	不可	不明
		宮城港163号	不可	不明
		宮城港164号	不可	不明
		宮城港165号	不可	不明
		宮城港166号	不可	不明
		宮城港167号	不可	不明
		宮城港168号	不可	不明
		宮城港169号	不可	不明
		宮城港170号	不可	不明
		宮城港171号	不可	不明
		宮城港172号	不可	不明
		宮城港173号	不可	不明
		宮城港174号	不可	不明
		宮城港175号	不可	不明
		宮城港176号	不可	不明
		宮城港177号	不可	不明
		宮城港178号	不可	不明
		宮城港179号	不可	不明
		宮城港180号	不可	不明
		宮城港181号	不可	不明
		宮城港182号	不可	不明
		宮城港183号	不可	不明
		宮城港184号	不可	不明
		宮城港185号	不可	不明
		宮城港186号	不可	不明
		宮城港187号	不可	不明
		宮城港188号	不可	不明
		宮城港189号	不可	不明
		宮城港190号	不可	不明
		宮城港191号	不可	不明
		宮城港192号	不可	不明
		宮城港193号	不可	不明
		宮城港194号	不可	不明
		宮城港195号	不可	不明
		宮城港1		

II. 緊急物資輸送活動に係る 震後行動計画編

II-1. 被災想定

II-1-1 三浦半島断層群地震

(1) 岸壁等の被災想定

- ・三浦半島断層群地震時の岸壁等の被災について、下記の通り想定する。

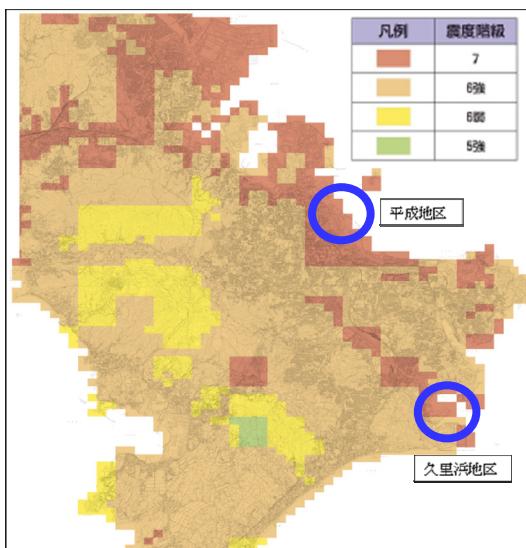
：耐震強化岸壁

—耐震強化岸壁（平成地区・久里浜地区）が被災する可能性は、極めて少ないと想定される。一方、平成地区・久里浜地区は液状化危険度が高いエリアであり、荷捌き地や臨港道路等の一部に被災が想定される。

：通常岸壁

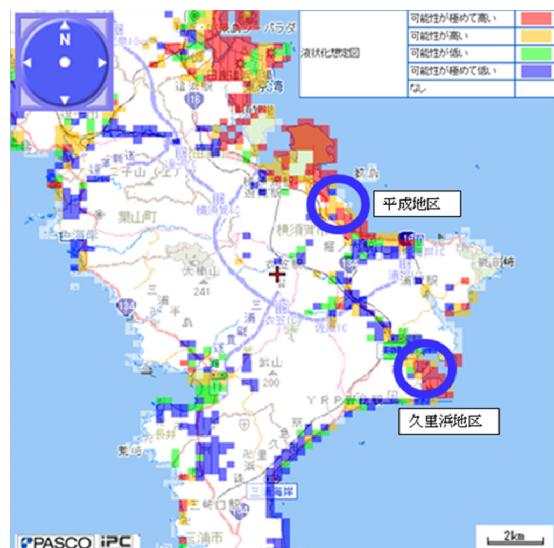
—新港地区等は、液状化の危険度が高く、震度6強以上のエリアの岸壁は大きく被災することが想定される。

図 想定地震（震度分布）



出典：横須賀市HP
http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2005/bousainavi/sonae/hazard_map/sindo-map.html

図 液状化分布



出典：神奈川県HP
<http://www2.wagamachi-guide.com/pref-kanagawa/>

II-1-2 南関東地震

(1) 岸壁等の被災想定

- ・南関東地震時の岸壁等の被災について、下記の通り想定する。

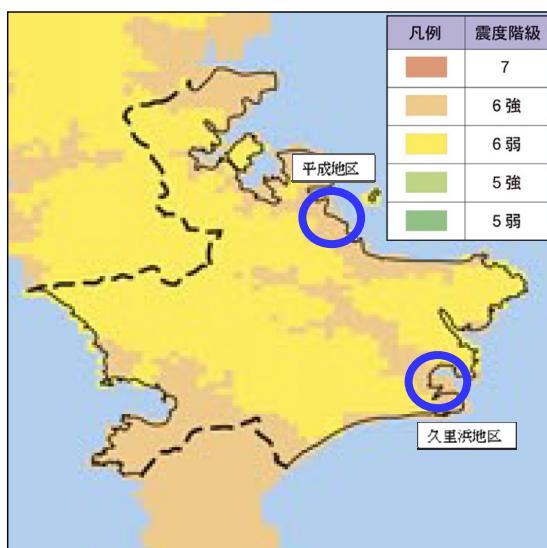
：耐震強化岸壁

－耐震強化岸壁（平成地区・久里浜地区）が被災する可能性は、極めて少ないと想定される。一方、平成地区・久里浜地区は液状化危険度が比較的高いエリアであり、荷捌き地や臨港道路等の一部に被災が想定される。

：通常岸壁

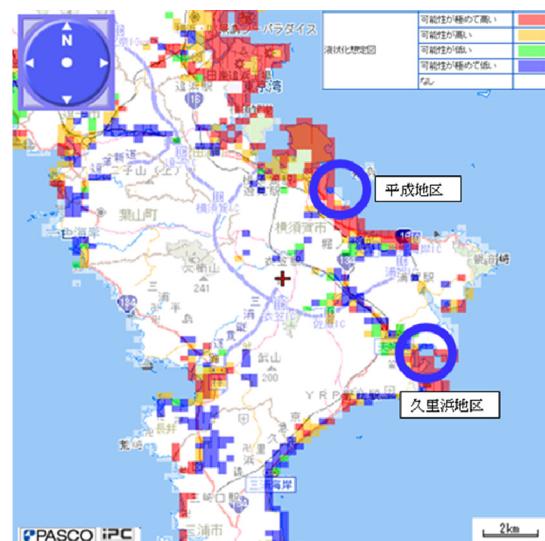
－新港地区等は液状化の危険度がやや高く、震度6強以上のエリアの岸壁は大きく被災することが想定される。

図 想定地震（震度分布）



出典：横須賀市HP
http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2005/bousainavi/sonae/hazard_map/sindo-map.html

図 液状化分布



出典：神奈川県HP
<http://www2.wagamachi-guide.com/pref-kanagawa/>

II – 2. 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画

(1) 緊急物資輸送活動に係る震後行動計画の目的

- ・**大規模地震発生時には、国民生活を維持するため、海上からの緊急物資の供給を迅速に行なうことが港湾に求められている。**
 - ：大規模地震発生時、被災者に対する水・食料等の物資の備蓄は3日程度しかなく、以降は外部から大量輸送する必要があり、物資供給が無ければ被災者の生活維持が困難になる。
 - ：大規模地震防災・減災対策大綱においては、被災地に対して、道路、海上、空路のすべてを使った緊急物資の供給が想定されている。
 - ：海上からの緊急物資輸送の実施、支援については、耐震強化岸壁を活用して行なうことが求められる。
- ・**早期に海から被災地への物資輸送ルートを確保することが必要であり、そのためには耐震強化岸壁（平成地区、久里浜地区）を最優先で利用可能とすることが必要である。**
 - ：まず、耐震強化岸壁を最優先で点検・応急復旧し、物資中継拠点機能を確保する。あわせて、港内の航路啓閉により、海上輸送ルートを確立する。
 - ：緊急物資輸送の第1船の到着時刻に合わせ、荷卸し・荷捌きに必要な最小限の岸壁、荷捌き地、アクセス道路等を応急復旧し、以降、順次利用可能部分を拡大する。
- ・**耐震強化岸壁（平成地区、久里浜地区）での物資中継機能を最短時間で確立し、耐震強化岸壁を効率的に稼動させることが必要である。**
 - ：物資輸送に必要な最小限度の施設復旧に合わせ、緊急輸送物資の船卸、拠点への輸送、拠点内での荷捌き、保管・管理のオペレーション実施体制を確立する。
- ・**上記を実現するために、応急復旧・運用の相互において整合のとれた、かつ官民が連携した行動計画を策定する。**
 - ：緊急物資輸送には多くの関係機関、組織、企業が関連しているため、相互に調和のとれた行動計画を各々が取組んだ上で、さらに広域協働体制を構築し、緊急物資輸送の最適化を実現する。

(2) 行動計画の目標

- ・3日分の備蓄がなくなる前に被災地へ緊急物資を届けるため、海上からの物資輸送を可能とする体制を3日以内に構築する。

(3) 行動計画の実施方針

●耐震強化岸壁の応急復旧

- ・耐震強化岸壁を段階的に応急復旧する。

- ①航路・泊地、耐震強化岸壁、アクセス路の被災状況を把握し、発災後24時間以内に被災の無い耐震強化岸壁を供用することにより、最低限の緊急輸送基盤を確保する。
- ②発災後72時間以内に一部耐震強化岸壁の応急復旧を行い、供用を開始する。
- ③耐震強化岸壁の全面供用を7日以内に開始する。

●緊急物資輸送船舶の着岸

- ・緊急物資輸送船の着岸を可能にする航行支援（タグ、船舶通信）を行う。

- ①災害時には、行政の通信網を活用した積出港からの連絡、湾口部でのポートラジオへの連絡などを行いつつ、バース調整を行う。
- ②緊急物資輸送船の位置情報、船舶動静情報等を把握するとともに、関係者と協力して湾内での航行管制・支援体制を構築する。
- ③また、24時間体制でタグ等のポートサービス関連業務を実施するため、関係者間の協力体制を構築する。

- ・着岸を可能にするため湾口航路～耐震強化岸壁の航路啓開を行う。

- ①耐震強化岸壁へ船舶が着岸するためには、航路・泊地の啓開が不可欠であるため、早急に耐震強化岸壁に至る航路・泊地の点検・啓開を行う。

●耐震強化岸壁の運用

- ・積出港から輸送船、貨物に関する情報を取得する。

- ①積出港から陸揚港側（耐震強化岸壁）へ、「船種」「出発時刻」「到着予定時刻」「荷役機械の有無」「積荷明細」「積み付け状況」等の輸送船、貨物に関する情報を送る。

- ②陸揚港（耐震強化岸壁）では積出港からの情報をもとに、荷役の準備に入る。

- ・耐震強化岸壁の荷役オペレーションを確立する。

- ①積出港からの情報を基に、船卸、検数等の荷物の受渡し手続きを行う。
- ②耐震強化岸壁等で、一時保管、仕分、搬出を行う。
- ③耐震強化岸壁からトラック、内航船、はしけ等を使って搬出を行う。

(4) 基本対応パターン

三浦半島断層群地震及び南関東地震発災時の緊急物資輸送活動について、各関係者の業務と時間目標を基本対応パターンとして提示した。

■緊急物資輸送での重要業務と時間目標

①海上輸送基地における緊急物資輸送に関する重要業務と時間目標

	発災（津波注意報解除後）～3時間	3～12時間	12～24時間	24～48時間	48～72時間	72時間～
達成業務	◇参集、情報収集 ◇点検等の開始	◇海面の障害物除去	◇海上輸送基地の応急復旧、運用開始	◇地域防災拠点へ物資到着		
横須賀港連絡協議会	*事前検討に従い対応を行う。（必要に応じ集合）					
行政機関 横須賀市	<p>■参集 ：速やかに体制を確保する。</p> <p>■被害情報の収集 ：海上輸送基地となる2地区の耐震強化岸壁（平成地区・久里浜地区）・荷捌地、防波堤、臨港道路、の被災状況を点検する。 ：上記岸壁の前面水域、港内航路の障害物の有無を点検する。</p>	<p>■在港船舶の避難 ：横須賀港長と調整し、各種連絡、情報提供を行った上で、適切に避難させる。</p> <p>■関係機関との調整 ：港湾周辺を被害調査し、必要に応じ関係機関と調整する。</p> <p>■（一社）神奈川県トラック協会等への協力要請 ：（一社）神奈川県トラック協会等に対し輸送協力要請を行い、トラック、ドライバーの提供を要請する。</p>	<p>■横須賀市東部漁業協同組合、東京汽船（株）へ輸送の要請 ：海上輸送基地間の海上輸送が必要な場合、横須賀市東部漁業協同組合、東京汽船（株）に緊急輸送協力を要請する。</p> <p>■海面の障害物の収集、一時保留 ：東京汽船（株）のタグボート（新港地区、久里浜地区に常時接岸）に出动要請を行い、海上から確認する。 除去については、浦賀港を定係港としている浦賀ガット船組合所属の船舶及び地元の海洋工事業者（錦海運建設（株）、深田サルベージ建設（株）（長浦地区に基地）、たにもと建設（株）（深浦地区に基地））の作業台船に要請する。</p>	<p>■横須賀港運協会、神奈川倉庫協会へ協力要請 ：荷役及び輸送に必要な人員・機材の提供を横須賀港運協会に要請する。 ：緊急物資の保管のため、神奈川倉庫協会に協力を要請する。</p> <p>■海上輸送基地の応急復旧、確保 ：被害状況、輸送船舶等の情報を把握し、一部の耐震強化岸壁、航路・泊地、防波堤、臨港道路の応急復旧、荷捌地、上屋の確保を行う。</p> <p>■物資集配拠点から ：関係団体の協力を得て、食料等を地域防災拠点に輸送する。</p>	<p>■物資輸送活動を継続</p> <p>■耐震強化岸壁の応急復旧、全面供用 ：耐震強化岸壁の全面供用を7日以内に実施する。</p>	
関東地方整備局	<p>■参集 ：参集状況に応じて体制を確保する。</p> <p>■地震情報等の把握 ：監視カメラ、マスコミ情報、気象海象情報、防災情報等情報を収集する。</p>	<p>■開発保全航路、緊急確保航路の緊急点検 ：開発保全航路、緊急確保航路の緊急点検を速やかに実施する。</p> <p>■耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握 ：耐震強化岸壁から主要幹線道路に繋がる臨港道路の被災状況について、情報を収集する。</p> <p>■（一社）日本埋立浚渫協会への協力要請 ：応急復旧活動への応援協力を要請する。（要員、資機材の確保要請）</p> <p>■最低限度の緊急輸送基盤の確保 ：緊急点検、情報収集結果に基づき、港湾管理者と連携し、被害のない一部耐震強化岸壁（国有港湾施設）の供用を行い、最低限度の緊急輸送基盤を確保するべく対策を講じる。</p> <p>■港湾管理者の応急復旧支援 ：港湾管理者からの支援要請に対し、極力応じるよう支援調整を図る。</p>		<p>■国有港湾施設（耐震強化岸壁）の応急復旧、一部供用 ：緊急物資輸送用耐震強化岸壁を港湾管理者と連携し、出来るだけ早く（3日以内）一部供用させるよう応急復旧を実施する。</p>	<p>■国有港湾施設（耐震強化岸壁）の応急復旧、全面供用 ：国有港湾施設（耐震強化岸壁）の全面供用を7日以内に実施する。</p>	
関東運輸局	<p>■参集 ：参集状況に応じて体制を確保する。</p> <p>■地震情報等の把握 ：被災状況映像（整備局共有）、気象台からの気象海象情報、マスコミ情報等を把握する。</p> <p>■連絡手段の確保 ：関係機関、関係事業者との連絡手段を確保する。（衛星携帯）</p>	<p>■関係事業者等からの情報収集 ：関係事業者等と協力し、施設被害等の情報を迅速に収集し、相互に連絡を行う。</p> <p>■関係機関への情報提供 ：収集した事業者の被災状況等を整理し、情報提供する。</p>	<p>■緊急輸送支援 ：横須賀市の要請に応じ、不足が予想される輸送業者（陸、海）確保のための要請活動を支援する。</p> <p>■関係機関への情報提供 ：関係機関への情報提供を継続する。</p>	<p>■関係機関への情報提供 ：関係機関への情報提供を継続する。</p>		
横須賀港運協会	<p>■参集 ：参集状況に応じて体制を確保する。</p>			<p>■要員・荷役機械・はしけの調達 ：横須賀市の要請に応じ、輸送機器、要員を調達、活動体制を整える。</p> <p>■荷役機械・はしけの業務開始 ：海上輸送基地での荷役及びはしけ等による海上輸送を開始する。（一部上屋利用）</p>	<p>■海上輸送を継続</p>	
神奈川倉庫協会	<p>■参集 ：参集状況に応じて体制を確保する。</p>			<p>■受入準備 ：体制が整い次第、順次倉庫の空き状況を確認、緊急物資の一時保管の受入準備を整える。</p> <p>■保管開始 ：海上輸送基地の近傍で、緊急物資の一時保管を開始する。</p>	<p>■緊急物資一時保管を継続</p>	
(一社) 神奈川県トラック協会	<p>■参集 ：参集状況に応じて体制を確保する。</p>			<p>■トラック、要員の調達 ：横須賀市の要請に応じ、輸送機器、要員を調達、活動体制を整える。</p> <p>■トラック輸送開始 ：体制が整い次第、海上輸送基地から市内各地の輸送基地及び避難所へのトラック輸送を開始する。</p>	<p>■トラック輸送を継続</p>	
横須賀市東部漁業協同組合	<p>■参集 ：参集状況に応じて体制を確保する。</p>			<p>■船舶、要員の調達 ：横須賀市の要請に応じ、船舶、要員を調達し、活動体制を整える。</p> <p>■海上輸送開始 ：体制が整い次第、海上輸送を開始する。</p>	<p>■海上輸送を継続</p>	
東京汽船（株）	<p>■参集 ：参集状況に応じて体制を確保する。</p>			<p>■タグボート等船舶、要員の調達 ：横須賀市の要請に応じ、輸送機器、要員を調達、活動体制を整える。</p> <p>■海上輸送開始 ：体制が整い次第、海上輸送を開始する。</p>	<p>■海上輸送を継続</p>	
(一社) 日本埋立浚渫協会関東支部	<p>■参集 ：参集状況に応じて体制を確保する。</p> <p>■要員・資機材等の調達、出動 ：関東地方整備局との協定に基づき、復旧用の資機材要員等を調達、出動を行う。</p>			<p>■耐震強化岸壁等の応急復旧 ：関東地方整備局との協定に基づき、物資輸送用耐震強化岸壁等の応急復旧作業を実施する。</p>		<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「参集・体制設置」段階（フェーズⅠ） ■「点検・応急復旧等の情報収集」段階（フェーズⅡ） ■「活動体制整備（活動準備）」段階（フェーズⅢ） ■「緊急物資輸送活動実施」段階（フェーズⅣ）
関連インフラ状況		<p>■基幹的広域防災拠点の機能回復</p> <p>■特に重要な緊急輸送道路の応急復旧 (上記1日以内)</p>		<p>◇緊急輸送路の啓開完了</p> <p>◇緊急輸送路の応急復旧 (上記3日以内)</p>		
△横須賀市						
■関東地整港湾空港部						
□関東地整道路部						

②重要業務の内容

○「参集・体制設置」段階（フェーズⅠ）

- ・主体別的重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
横須賀市	○参集 ・発災直後、速やかに体制を確保する。	発災直後から順次参集
関東地方整備局	○参集 ・発災直後、参集状況に応じて所定の体制を確保する。	発災直後から順次参集
関東運輸局	○参集 ・発災直後、参集状況に応じて所定の体制を確保する。	発災直後から順次参集
横須賀港運協会	○参集 ・発災直後、参集状況に応じて体制を確保する。	発災直後から順次参集
神奈川倉庫協会	○参集 ・発災直後、参集状況に応じて体制を確保する。	発災直後から順次参集
(一社)神奈川県トラック協会	○参集 ・発災直後、参集状況に応じて体制を確保する。	発災直後から順次参集
横須賀市東部漁業協同組合	○参集 ・発災直後、参集状況に応じて体制を確保する。	発災直後から順次参集
東京汽船（株）	○参集 ・発災直後、参集状況に応じて体制を確保する。	発災直後から順次参集
(一社)日本埋立浚渫協会関東支部	○参集 ・発災直後、参集状況に応じて体制を確保する。	発災直後から順次参集

- ・課題

- ・交通機関、道路の麻痺により、十分な参集ができないことも想定される。

- ・東日本大震災での課題・教訓

- ・燃料、電源の確保に苦慮した。
→各主体で非常用発電機等の整備、協定締結等の検討を進める。

○「点検・応急復旧等の情報収集」段階（フェーズⅡ）

- ・主体別的重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
横須賀市	○被害情報の収集 ・海上輸送基地となる2地区の耐震強化岸壁（平成地区・久里浜地区）防波堤、臨港道路、荷捌地の被災状況の点検を行う。 ・上記岸壁の前面水域、港内航路の障害物の有無を点検する。	3時間以内
	○在港船舶の避難 ・横須賀港長と調整し、各種連絡、情報提供を行った上で、適切に避難させる。	12時間以内
	○関係機関との調整 ・港湾周辺を被害調査し、必要に応じ関係機関と調整する。	12時間以内

○「点検・応急復旧等の情報収集」段階（フェーズⅡ）

・主体別の重要業務の内容（続き）

関係主体	重要業務の内容	目標時間
関東地方整備局	○地震情報等の把握 ・監視カメラ、マスコミ情報、気象海象情報、防災ヘリ情報を収集する。	3 時間以内
	○開発保全航路、緊急確保航路の緊急点検 ・開発保全航路、緊急確保航路の緊急点検を速やかに実施する。	24 時間以内
	○耐震強化岸壁背後道路の被災状況把握 ・耐震強化岸壁から主要幹線道路に繋がる臨港道路の被災状況について、情報収集する。	24 時間以内
関東運輸局	○地震情報等の把握 ・被災状況映像（整備局共有）、気象台からの気象海象情報、マスコミ情報等を把握する。	3 時間以内
	○連絡手段の確保 ・関係機関、関係事業者との連絡手段を確保する。（衛星携帯）	3 時間以内
	○関係事業者等からの情報収集 ・関係事業者等と協力して、施設被害等の情報を迅速に収集し、相互に連絡を行う。	12 時間以内
	○関係機関への情報提供 ・収集した事業者の被災状況等を整理し、情報提供する。	12 時間以内

・課題

- ・点検、応急復旧にあたって陸路は使えないことが想定され、各種船艇、フェリーバージ等での要員、機材等の輸送手段を確保することが必要。

・東日本大震災での課題・教訓

- ・支援部隊の点検結果の報告内容、フォームが不統一であった。
→今後、点検様式の統一を検討する必要がある。
- ・東京湾内の作業船の配備等の優先順位の検討が必要である。
- ・臨港道路上の放置自動車等の撤去に当たって権原問題が生じた。
→作業船の配備等、放置自動車等の有価物撤去についてのルール作りが必要である。
- ・停電、通信制限等で固定電話、携帯電話、メール、インターネット、防災無線は原則使えなかった。
- ・通信手段の違いにより船と被災地側とで連絡がとれなかつた。
→引き続き横須賀港連絡協議会で検討を深めていく。

○「活動体制整備（活動準備）」段階（フェーズⅢ）

・主体別的重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
横須賀市	○(一社)神奈川県トラック協会等へ協力要請 ・(一社)神奈川県トラック協会等に対し輸送協力要請を行い、トラック、ドライバーの提供を要請する。	12 時間以内
	○横須賀市東部漁業協同組合、東京汽船（株）へ輸送の要請 ・海上輸送基地間の海上輸送が必要な場合、横須賀市東部漁業協同組合、東京汽船（株）に緊急輸送協力を要請する。	24 時間以内
	○海面の障害物の収集、一時係留 ・東京汽船(株)のタグボート（新港地区、久里浜地区に常時接岸）に出動要請を行い、海上から確認する。除去については、浦賀港を定係港としている浦賀ガット船組合所属の船舶及び地元の海洋工事業者（錦海運建設(株)、深田サルベージ建設(株)（長浦地区に基地）、たにもと建設(株)（深浦地区に基地））の作業台船に要請する。	24 時間以内
	○横須賀港運協会、神奈川倉庫協会へ協力要請 ・荷役及び輸送に必要な人員・機材の提供を横須賀港運協会に要請する。 ・緊急物資の保管のため、神奈川倉庫協会に協力を要請する。	48 時間以内
	○海上輸送基地の応急復旧、確保 ・被害状況、輸送船舶等の情報を把握し、岸壁、航路・泊地、防波堤、臨港道路の応急復旧、荷捌地、上屋の確保を行う。	48 時間以内
	○耐震強化岸壁の応急復旧、全面供用 ・耐震強化岸壁の全面供用を7日以内に実施する。	7 日以内
関東地方整備局	○(一社)日本埋立浚渫協会への協力要請 ・応急復旧活動への応援協力を要請する。（要員、資機材の確保要請）	24 時間以内
	○最低限度の緊急輸送基盤の確保 ・緊急点検、情報収集結果に基づき、港湾管理者と連携し、被害のない一部耐震強化岸壁（国有港湾施設）の供用を行い、最低限度の緊急輸送基盤を確保するべく対策を講じる。	24 時間以内
	○港湾管理者の応急復旧支援 ・港湾管理者からの支援要請に対し、極力応じるよう支援調整を図る。	24 時間以内
	○国有港湾施設（耐震強化岸壁）の応急復旧、一部供用 ・緊急物資輸送用耐震強化岸壁を港湾管理者と連携し、出来るだけ早く（3日以内）一部供用させるよう応急復旧を実施する。	3 日以内
	○国有港湾施設（耐震強化岸壁）の応急復旧、全面供用 ・国有港湾施設（耐震強化岸壁）の全面供用を7日以内に実施する。	7 日以内
	○緊急輸送支援 ・横須賀市の要請に応じて、不足が予想される輸送業者（陸、海）確保のための要請活動を支援する。	24 時間以内
横須賀港運協会	○要員・荷役機械・はしけの調達 ・横須賀市の要請に応じ、輸送機器、要員を調達、活動体制を整える。	48 時間以内
神奈川倉庫協会	○受入準備 ・体制が整い次第、順次倉庫の空き状況を確認し、緊急物資の一時保管の受入準備を整える。	48 時間以内

○「活動体制整備（活動準備）」段階（フェーズⅢ）

・主体別の重要業務の内容（続き）

関係主体	重要業務の内容	目標時間
(一社)神奈川県トラック協会	○ トラック、要員の調達 ・横須賀市の要請に応じて、輸送機器、要員を調達し、活動体制を整える。	48 時間以内
横須賀市東部漁業協同組合	○船舶、要員の調達 ・横須賀市の要請に応じ、船舶、要員を調達し、活動体制を整える。	48 時間以内
東京汽船(株)	○タグボート等船舶、要員の調達 ・横須賀市の要請に応じ、輸送機器、要員を調達、活動体制を整える。	48 時間以内
(一社)日本埋立浚渫協会関東支部	○要員・資機材等の調達、出動 ・関東地方整備局との協定に基づき、復旧用の資機材要員等を調達、出動する。	24 時間以内
	○耐震強化岸壁等の応急復旧 ・関東地方整備局との協定に基づき、物資輸送用の耐震強化岸壁等の応急復旧作業を実施する。	3 日以内

・課題

- 海上輸送基地への要員、資機材の搬入方法について、陸路が使えない場合の代替手段の確保方法について具体化する必要がある。

○「緊急物資輸送活動実施」段階（フェーズIV）

・主体別的重要業務の内容

関係主体	重要業務の内容	目標時間
横須賀港運協会	○荷役機械・はしけの業務開始 ・海上輸送基地での荷役及びはしけ等による海上輸送を開始する。（一部上屋利用）	48時間以内
神奈川倉庫協会	○保管開始 ・海上輸送基地の近傍で、緊急物資の一時保管を開始する。	48時間以内
(一社)神奈川県トラック協会	○ トラック輸送開始 ・体制が整い次第、海上輸送基地から市内各地の輸送基地及び避難所への トラック輸送を開始する。	48時間以内
横須賀市東部漁業協同組合	○海上輸送開始 ・体制が整い次第、海上輸送を開始する。	48時間以内
東京汽船(株)	○海上輸送開始 ・体制が整い次第、海上輸送を開始する。	48時間以内

・課題

- ・海上輸送基地での指揮命令系統、情報疎通手段、必要な伝票等を具体化する必要がある。
- ・海上輸送基地は、現状荷捌き地等を利用していいる場所もあり、災害時の荷役・荷捌・保管・搬出方法等を具体化する必要がある。また、海上輸送基地に小型船が接岸できるかについて検証する必要がある。

・東日本大震災での課題・教訓

- ・緊急物資船が来ても荷役要員、荷役機械が無かった。
- ・緊急物資船が来たが、内陸へ運ぶ手段がなかった。
→具体的な復旧計画を策定する中で検討を進めていく。
- ・臨港道路がガレキで使えなかった。
→関係機関と連携して検討を進める。

(5) 主な関係者と役割

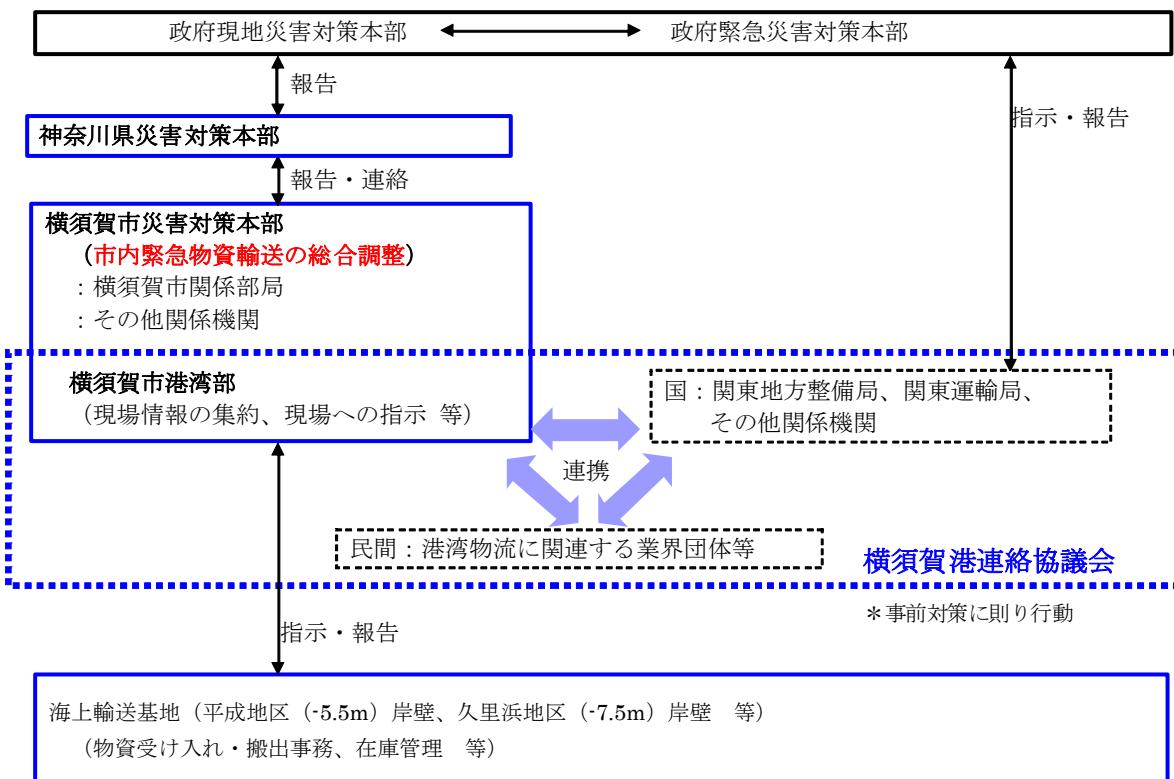
公共機関及び協定団体等と主な役割は以下の通り。

表 公共機関及び協定団体等と役割

区分	主体	役割	根拠
横須賀市	災害対策本部 その他部局	被害情報、支援・復旧状況の把握、関係機関との連絡調整、緊急物資の受入れ・配分、航路・泊地の啓開、海上輸送路の確保、緊急物資の受入れ及び輸送、耐震強化岸壁の応急復旧	横須賀市地域防災計画
国	関東運輸局	緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の連絡調整、緊急輸送(物資、食料)の調整	関東運輸局業務継続計画
	関東地方整備局 港湾空港部	国有港湾施設の点検、施設の使用可否判断・公表、緊急輸送基盤の確保、国有港湾施設(耐震強化岸壁)の応急復旧及び供用	関東地方整備局業務継続計画
関係団体	横須賀港運協会	緊急物資荷役、埠頭内道路啓開、緊急物資のはしけ輸送・トラック輸送	横須賀市地域防災計画 港湾部関係抜粋(注1)
	神奈川倉庫協会	緊急物資の一時保管場所等の提供、保管している物品の所有者の承諾に基づく提供	横須賀市地域防災計画 港湾部関係抜粋(注1)
	(一社)神奈川県 トラック協会	自動車輸送での協力	横須賀市地域防災計画 港湾部関係抜粋(注1)
	横須賀市東部漁業協同組合	海上輸送での協力	横須賀市地域防災計画 港湾部関係抜粋(注1)
	東京汽船(株)	海上輸送での協力	横須賀市地域防災計画 港湾部関係抜粋(注1)
	(一社)日本埋立 浚渫協会関東支部	緊急的な応急対策に関する建設資機材等の出動	災害時の対策業務に関する協定 (注2)

注1：横須賀市との協定　注2：関東地方整備局との協定

図 体制図



II – 3. 緊急物資輸送活動に係る参考シナリオ

(1) 前提条件

○シナリオ作成の目的

三浦半島断層群地震及び南関東地震が発生に伴い、横須賀市が被災した場合を想定し、耐震強化岸壁を活用した緊急物資輸送の対処行動シナリオを作成する。また、関係者相互の具体的な役割を明確にすることにより、実際の対処行動における問題点や課題を明らかにすることが狙いである。

○三浦半島断層群地震の想定内容

想定する地震の概要は以下の通りである。

区分	内容
想定地震	: 三浦半島断層群地震 (M7.2 程度) : 冬 平日 18 時に発災
気象・海象	: 天候 晴れ 近年の気象観測結果に基づく地域毎の平均波の高さ 1 m
電力	: 21 万 6 千軒が停電 (21.9%)
通信条件	: 固定電話は 30 万 4 千回線が不通
その他	: 断続的に余震発生

○南関東地震の想定内容

想定する地震の概要は以下の通りである。

区分	内容
想定地震	: 南関東地震 (M7.9 程度) : 冬 平日、18 時に発災
気象・海象	: 天候 晴れ 近年の気象観測結果に基づく地域毎の平均波の高さ 1 m
電力	: 22 万 6 千軒が停電 (22.9%)
通信条件	: 固定電話は 37 万回線が不通
その他	: 断続的に余震発生

○その他組織体制等

各関係者の防災計画によるものとする。

○シナリオ全体像

便宜的に、発災から参集・体制設置、点検・応急復旧等の情報収集、活動体制整備（活動準備）、緊急物資輸送活動実施までを4つの局面（フェーズ）に分けて整理した。

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ
緊急物資輸送に関する重要業務	 <p>発災</p> <p>参集・体制設置 :関係団体毎に参集・体制設置</p>	<p>点検・応急復旧等の情報収集 :耐震強化岸壁・水域・荷捌地等の点検、応急復旧等の情報収集</p>	<p>活動体制整備（活動準備） :入港船受入体制の確保 :要員・荷役機械・輸送機器の配備 :港湾施設の応急復旧、障害物除去</p>	<p>緊急物資輸送活動実施 :入港船受入開始 :入船～配達先までの効率輸送のための各種連絡調整</p>
関係機関	<p>横須賀市災害対策本部 関東地方整備局 関東運輸局 横須賀港運協会 神奈川倉庫協会 (一社)神奈川県トラック協会 横須賀市東部漁業協同組合 東京汽船(株) (一社)日本埋立浚渫協会関東支部</p>	<p>横須賀市災害対策本部 関東地方整備局 関東運輸局</p>	<p>横須賀市災害対策本部 関東地方整備局 関東運輸局 横須賀港運協会 神奈川倉庫協会 (一社)神奈川県トラック協会 横須賀市東部漁業協同組合 東京汽船(株) (一社)日本埋立浚渫協会関東支部</p>	<p>横須賀港運協会 神奈川倉庫協会 (一社)神奈川県トラック協会 横須賀市東部漁業協同組合 東京汽船(株)</p>

(2) 目的毎の役割分担を整理したシナリオ

①フェーズI (参集・体制設置)

・各関係者は、各自の関係機関所在地に参集する。

: 関係機関が至近距離に集中していることから、通信手段がなくとも相互の連絡は可能である。



表 関係機関所在地

区分	主体	住所	備考
横須賀市	災害対策本部	〒238-8550 横須賀市小川町 11	
国	関東地方整備局港湾空港部	〒231-8436 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 14階	
	関東地方整備局京浜港湾事務所	〒220-0012 横浜市西区みなとみらい6丁目3番7号	
	第三管区海上保安本部	〒231-8818 横浜市中区北仲通 5-57	
	横須賀海上保安部	〒237-0071 横須賀市田浦港町無番地 横須賀港湾合同庁舎	
	関東運輸局	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	
関係団体	横須賀港運協会	〒238-0005 横須賀市新港町 13	
	神奈川県倉庫協会	〒237-0071 横須賀市田浦港町	
	相模運輸倉庫㈱		
	(一社)神奈川県トラック協会 県南サービスセンター	〒223-0059 横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館4階	
	横須賀市東部漁業組合	〒238-0013 横須賀市平成町3-4	
	東京汽船㈱横須賀支店	〒238-0004 横須賀市小川町27-17	
	(一社)日本埋立浚渫協会関東支部	〒231-8983 横浜市中区太田町1-15 (関内東亜ビル)	

②フェーズⅡ（点検・応急復旧等の情報収集）

- ・発災後 24 時間以内に航路・泊地、耐震強化岸壁、道路、荷捌き地等の点検等を行う。

図 緊急物資輸送用耐震強化岸壁及び周辺の点検等

(平成地区周辺)



(久里浜地区周辺)



図 緊急輸送道路等の点検

(平成地区周辺)



(久里浜地区周辺)



凡例
■ 耐震強化岸壁
■ 荷捌き地
■ 第1次緊急輸送路
□ 臨海交通施設

表 関係機関の具体的な行動

■港湾施設、航路・泊地、道路等の点検	■被災情報集約・発信（発表） ・横須賀市災害対策本部、関東地方整備局
○港湾施設（耐震強化岸壁・荷捌き地・防波堤） の点検 ・横須賀市災害対策本部	■関係機関の被災状況点検 ・行政機関及び各港湾関係者
○道路等の点検 ・横須賀市災害対策本部	■被災情報共有 ・行政機関←連携→関東地方整備局
○航路・泊地の点検 ・港湾区域－横須賀市災害対策本部 ・開発保全航路・緊急確保航路－関東地方整備局	・関係機関→連絡横須賀市災害対策本部

③フェーズⅢ（活動体制整備（活動準備））

■応急復旧活動

- ・72時間以内に航路・泊地、耐震強化岸壁、道路、上屋等を応急復旧する。
※国有港湾施設（耐震強化岸壁）については、被害の無い一部耐震強化岸壁の供用を24時間以内に実施する。

図 緊急物資輸送用耐震強化岸壁の応急復旧活動

(平成地区周辺)

(久里浜地区周辺)

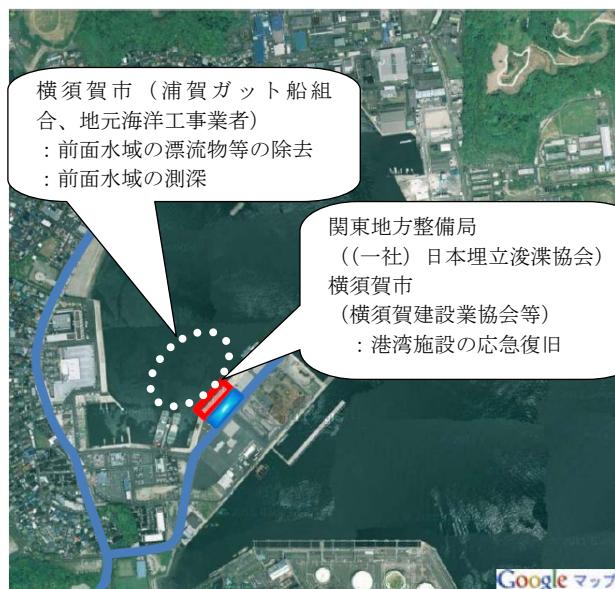


図 緊急輸送道路の応急復旧・啓開活動

(平成地区周辺)

(久里浜地区周辺)



凡例
■■■ 耐震強化岸壁
■■■■ 荷捌き地
■■■■■ 第1次緊急輸送路
■■■■■■ 臨海交通施設

表 関係機関の具体的な行動

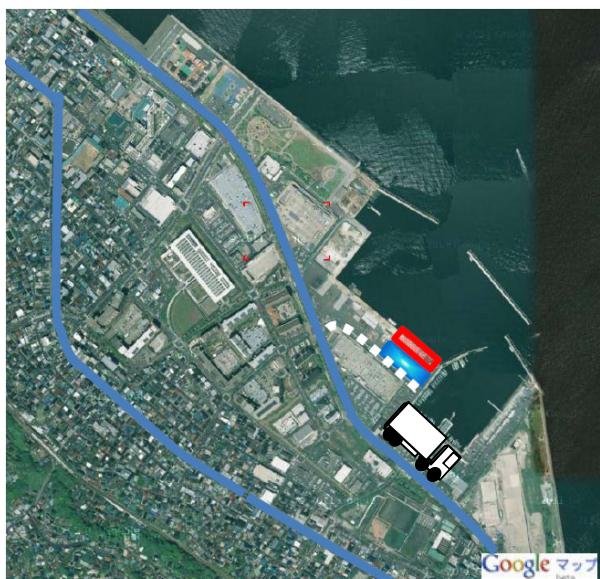
- | |
|--|
| ■協定に基づき港湾施設、道路等の応急復旧・啓開活動 |
| ○港湾施設（耐震強化岸壁・荷捌き地・防波堤）の応急復旧・道路等の啓開 |
| ・横須賀市災害対策本部→ ^{要請} →横須賀建設業協会等 |
| ・関東地方整備局→ ^{要請} →（一社）日本埋立浚渫協会 |
| ○前面水域の測深及び障害物等の除去 |
| ・横須賀市災害対策本部→ ^{要請} →錦海運建設(株)、深田サルベージ建設(株)（長浦地区）、たにもと建設(株)（深浦地区）等 |
| （必要に応じ）→ ^{要請} →関東地方整備局→ ^{要請} →（一社）日本埋立浚渫協会 |
| ■海上輸送基地（耐震強化岸壁等）への参集 |
| ・横須賀市災害対策本部→ ^{要請} →各関係機関 |

■実施体制整備

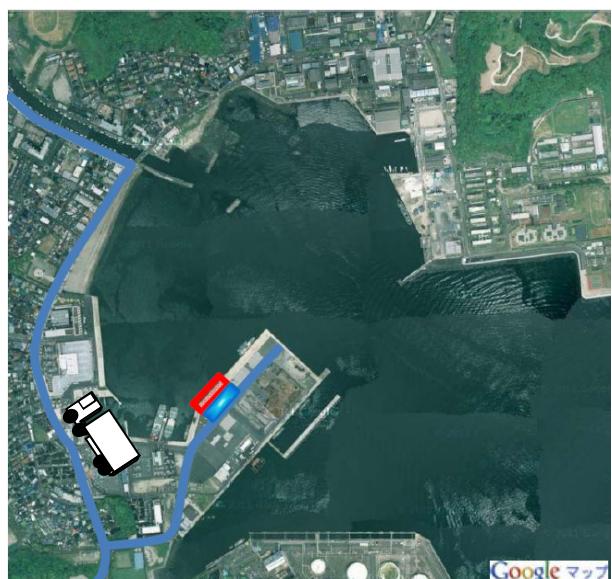
- ・48時間以内に緊急輸送の実施体制を整備する。

図 緊急物資輸送用耐震強化岸壁での輸送体制の整備

(平成地区周辺)



(久里浜地区周辺)



凡例
耐震強化岸壁
荷捌き地
第1次緊急輸送路
臨海交通施設

表 関係機関の具体的な行動

■協定に基づき緊急物資輸送の体制整備

- 海上輸送船舶の調達・配備、要員の調達・配備
 - ・横須賀市災害対策本部→[要請](#)横須賀市東部漁業協同組合、東京汽船(株)

- 荷役機械・はしけの調達・配備、要員の調達・配備

- ・横須賀市災害対策本部→[要請](#)横須賀港運協会

- 緊急物資の一時保管場所の確保

- ・横須賀市災害対策本部→[要請](#)神奈川倉庫協会、(神奈川県冷蔵倉庫協会)

- 緊急物資輸送のためのトラック、要員の調達・配備

- ・横須賀市災害対策本部→[要請](#) (一社)神奈川県トラック協会

※協定に基づき燃料の供給確保

- トラックや荷役機械等の燃料確保

- ・横須賀市災害対策本部→[要請](#)神奈川県石油業協同組合横須賀支部

④フェーズIV（緊急物資輸送活動実施）

- ・48時間以内に緊急物資の受入れを開始する。

図 緊急物資輸送用の受入開始（平成地区、久里浜地区）

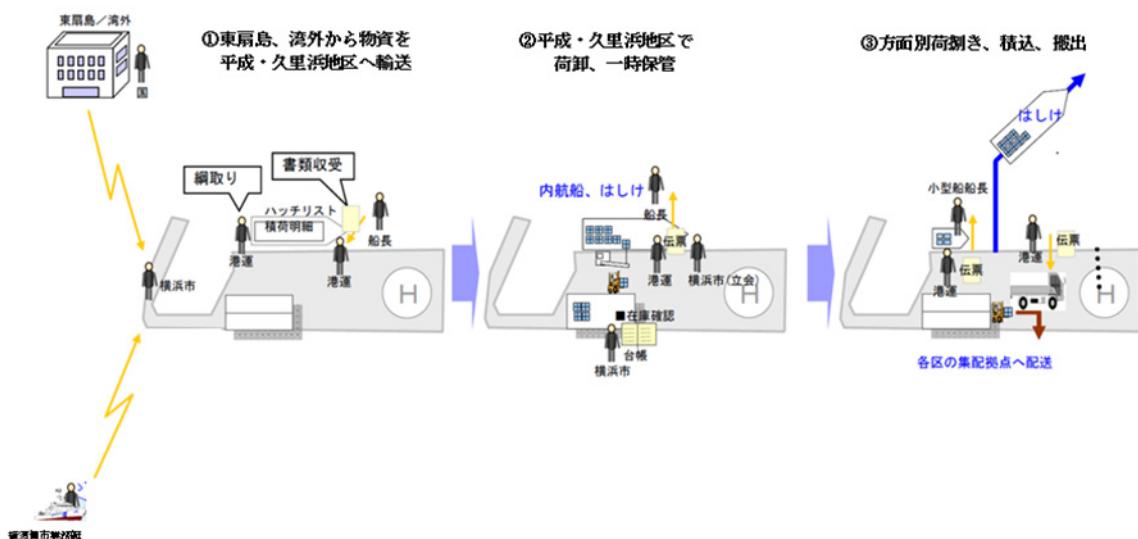


表 関係機関の具体的な行動

- | |
|---------------------------------|
| ①荷卸・積荷確認 |
| ・横須賀港運協会→ 確認 →横須賀市災害対策本部 |
| ②港内・倉庫に一時保管 |
| ・横須賀市災害対策本部 指示 →横須賀港運協会 |
| → 指示 (一社) 神奈川県トラック協会 |
| → 指示 神奈川倉庫協会 |